

長崎市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

長崎市長 鈴木 史朗

## 長崎市条例第 36 号

### 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

長崎市火災予防条例（昭和 37 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条に次の 1 項を加える。

- 3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第 1 項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第 19 条に次の 1 項を加える。

- 3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、前条第 3 項の規定を準用する。

第 20 条に次の 1 項を加える。

- 3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第 18 条第 3 項の規定を準用する。

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第 18 条第 3 項の規定を準用する。

### 附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。